



## 家庭での介護環境を

## 整えたいときのサービス②

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる在宅サービスと特別養護老人ホームなどの施設へ通所や入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する人の心身の状況などに合ったサービスを選んで活用しましょう。

### 福祉用具を整備するサービス

#### 福祉用具貸与

介護予防や自立した生活に役立つ福祉用具を借りることが出来ます。

#### 【福祉用具貸与の対象品目】

- ・手すり(工事を伴わないもの)★
- ・スロープ(工事を伴わないもの)★
- ・歩行器★
- ・歩行補助つえ★
- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具を除く)

※要介護1および要支援1・2の人は、★印以外の用具は原則として保険給付の対象となりません。  
※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

【サービス費用のめやす】  
貸与に要した費用に応じて異なります。

#### 福祉用具を

借りるための

#### ポイント

- ◆利用者の心身の状況を確認しましょう。
- ◆用具の使用目的を明確にしましょう。
- ◆目的に応じた用具を選びましょう。
- ◆福祉用具専門相談員などに相談し、用具の使い心地を試みましょう。
- ◆用具の性質上、試用や調整ができないものもあります。
- ◆定期的に利用効果を手チェックし、必要性を検討しましょう。

#### 特定福祉用具販売

(福祉用具購入費の支給)

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円(保険給付は9万円)を上限に支給します。申請が必要です。

#### 【特定福祉用具販売の対象品目】

- ・腰掛け便座
- ・特殊尿器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具
- ・入浴用介助ベルト

※事前に指定された事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具の購入費が支給されます。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

#### 福祉用具を

購入するときの

#### ポイント

購入においては、支給限度額もあります。必要性やモニターリング等について、ケアマネージャーや福祉用具専門相談員などに必ず相談してアドバイスを受けましょう。  
また、できるだけ複数のカタログを集め、実物見本を試してから選び、購入後の修理などアフターサービスについても確認しましょう。

### 介護保険料納付日のお知らせ

3月(10期)の保険料の納付日は次のとおりです。

◇納付書払いの納期限

3月31日(水)

◇口座振替の口座引落日

3月31日(水)

口座振替の方は、残高不足にご注意ください。



問 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

武雄市 暮らし部 健康課

☎23-9135

担当:井手



○介護保険事務所のホームページ  
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>